

第 2 号（平成 2 8 年 9 月 3 0 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

平成 28 年 9 月 井手町議会（定例会）会議録（第 2 号）

招集年月日

平成 28 年 9 月 30 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成 28 年 9 月 30 日 午後 1 時 30 分 議長 丸山久志

閉会 平成 28 年 9 月 30 日 午後 2 時 19 分 議長 丸山久志

応招議員

1 番 谷田 利一

2 番 西島 寛道

3 番 岡田 久雄

4 番 岩田 剛

5 番 古川 昭義

6 番 村田 忠文

7 番 丸山 久志

8 番 中坊 陽

9 番 谷田 操

10 番 木村 武壽

不応招議員

なし

出席議員

1 番 谷田 利一

2 番 西島 寛道

3 番 岡田 久雄

4 番 岩田 剛

5 番 古川 昭義

6 番 村田 忠文

7 番 丸山 久志

8 番 中坊 陽

9 番 谷田 操

10 番 木村 武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

3 番 岡田 久雄

6 番 村田 忠文

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 奥山 英高

議会書記 中谷 誠

議会書記 西島 豊広

議会書記 平間 克則

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 汐見 明男

副 町 長 中谷 浩三

教 育 長 松 田 定

理事兼地域創生推進室長事務取扱 後 藤 崇 文

理事兼建設課長事務取扱 中 村 秀 一

教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼
学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務 中 島 一 也

税 務 課 長 乾 浩 朗

住 民 福 祉 課 長 中 坊 玲 子

保健センター所長・
地域包括支援センター所長兼務 小 笠 原 温 美

産 業 環 境 課 長 菱 本 嘉 昭

同和・人権政策課長 野 田 昌 司

社 会 教 育 課 長 ・
図 書 館 長 兼 務 高 江 裕 之

理事兼総務課長事務取扱 脇 本 和 弘

理事兼保健医療課長事務取扱 小 川 淳 一

理事兼上下水道課長事務取扱 松 山 正 伸

企 画 財 政 課 長 花 木 秀 章

会計管理者・会計課長兼務 光 田 恵 理

高 齢 福 祉 課 長 寺 井 佳 孝

産 業 環 境 課 長 野 田 昌 司

上 下 水 道 課 参 事 森 田 肇

いづみ人権交流センター所長・
いづみ児童館長兼務 木 村 坂 次

学校給食センター所長 藤 崎 裕 司

議 事 日 程

別紙のとおり

会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

会 議 の 経 過

別紙のとおり

平成 2 8 年 9 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 2 号〕

平成 2 8 年 9 月 3 0 日（金）午後 1 時 3 0 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 平成 2 7 年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について
- 第 3 議案第 46 号 平成 2 7 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第 4 議案第 47 号 平成 2 7 年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第 5 議案第 48 号 平成 2 7 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 6 平成 2 8 年度城南土地開発公社（第 1 回）補正事業計画に関する報告書並びに平成 2 7 年度城南土地開発公社決算に関する報告書について
- 第 7 発議第 2 号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書
- 第 8 発議第 3 号 北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書
- 第 9 議員派遣の件
- 第 10 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（丸山久志） 皆さん、ご参集、ご苦労さんでございます。

岡田久雄議員より、発議第2号、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書が、村田忠文議員より、発議第3号、北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しておりますので、平成28年9月井手町議会定例会を再開し、直ちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、岡田久雄議員、6番、村田忠文議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いをいたします。

ここで、9月23日本会議における議案第41号、井手町営土地改良事業（平成28年災害復旧事業）の実施についての質疑に対する答弁につきまして、理事者より発言の申し出がありますので、これを許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 議案第41号、井手町営土地改良事業（平成28年災害復旧事業）の実施についてに係る質疑の中で、雨量に関する質疑に対する答弁で、災害の補助要件として、1日当たり20ミリ以上と答えましたが、正確には時間雨量20ミリ以上、もしくは24時間累計80ミリ以上ということで、答弁を訂正及び追加させていただきます。

議長（丸山久志） 日程第2、平成27年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等についてであります。

監査委員から、平成27年度井手町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見について、平成27年度井手町水道事業会計の審査意見について、平成27年度財政健全化審査意見書、平成27年度多賀地区簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書、平成27年度公共下水道事業特別会計経営健全

化審査意見書、平成２７年度水道事業会計経営健全化審査意見書が提出されています。

小川代表監査委員、審査意見書の内容説明並びに補足されることがありましたら、発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 小川代表監査委員。

監査委員（小川 均） 皆さん、ご苦労さんでございます。平成２７年度の決算監査でございます。町長以下、職員の皆様方の協力によりまして監査が非常にスムーズにいきましたことを、この場をおかりいたしましてご報告させていただきたいというように思っております。

それでは、本題に入らせていただきたいと思います。さきに提出しております決算審査意見書につきまして、補足説明とさせていただきたいと思います。

８月３０日、９月１日、９月７日の３日間にわたりまして、決算監査を実施させていただきました。審査に当たっては、町長から提出された決算書類に、計算に過誤がないか、実際の収支が収支命令に符合しているか、収支が違法でないかを検証するため、会計簿、証書類等々の照合、事務の聴取、その他の審査を実施いたしました。また、財政運営が経済的、効率的かつ合理的になされているか、行政水準の向上が図れているかを主眼として考察いたしました。

結果、関係諸帳票の決算計数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認いたしました。また、公有財産、物品及び基金については、各抽出により調書の計数と財産の台帳、歳入歳出簿、備品台帳等を照合した結果、計数はいずれも正確であると認められました。平成２７年度は井手町第４次総合計画で示す六つの基本目標に従い、目標達成に向けて、着実に取り組みをなされているところであります。

歳入につきましては、本町は自主財源に乏しく、依然として依存財源が多く占める状況ですが、交付税や補助金を有効に活用し、各事業を着実に遂行されており、高く評価するところでございます。他方、歳出につきましては、安心・安全のため、防火水槽の設置や町営住宅の長寿命化、また町道等のインフラ整備など、積極的に取り組まれております。さらに、防災拠点の役割を果たす新庁舎の建設事業や、ＪＲ奈良線の高速化・複線化事業、玉水駅周

辺事業など取り組まれ、計画的に基金を積み立てられているとともに、それらの基金を有効に運用され、健全な行政運営に努められているなど、評価すべき点が随所で見られるところであります。

また、特別会計及び水道会計につきましても、経費削減の努力の跡が見られております。全ての会計で黒字であったことを確認いたしました。

今後につきましても、第4次総合計画に掲げられた基本理念を実現するため、歳入歳出両面において、中長期的な視点に立ち、実効性のある事務事業の進行管理に基づいた行財政運営により健全財政を維持しつつ、住民サービスのさらなる向上に取り組まれることを期待いたします。

おくれましたが、私と、ここに出席されております中坊議員と2人で決算監査をさせていただいたこと、おくれらせながらでございますけれども、報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（丸山久志） 小川代表監査委員、どうもご苦労さまでございました。

これをもって監査委員の報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時39分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第3、議案第46号、平成27年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第5、議案第48号、平成27年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題といたします。

議案第46号、提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第46号を朗読説明）

議長（丸山久志） 次に、議案第47号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇）

(議案第４７号を朗読説明)

議長（丸山久志） 次に、議案第４８号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

(議案第４８号を朗読説明)

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終結します。

お諮りします。本３件については、監査委員の中坊 陽議員を除く９人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、議案第４６号、平成２７年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、議案第４８号、平成２７年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの３件につきましては、中坊 陽議員を除く９人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第６条第４項の規定により、谷田利一議員、西島寛道議員、岡田久雄議員、岩田 剛議員、古川昭義議員、村田忠文議員、丸山久志議員、谷田 操議員、木村武壽議員、以上９名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました９人の議員を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

ただいま決算特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩いたしたいと思います。休憩中、特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の

互選をお願いします。なお、その結果を報告願います。

それでは暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 5 8 分

再開 午後 1 時 5 9 分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、休憩中に開会されました決算特別委員会より、正副委員長の互選結果の報告がございましたので、ご報告いたします。

決算特別委員会の委員長には岩田 剛議員、副委員長には谷田利一議員と決定いたしました。

次に、日程第 6、平成 28 年度城南土地開発公社（第 1 回）補正事業計画に関する報告書並びに平成 27 年度城南土地開発公社決算に関する報告書についてであります。なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、議員の皆様方にご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、説明を受けるにとどめたいと思います。

提出者より説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（日程第 6 を朗読説明）

議長（丸山久志） 以上で日程第 6 を終わります。

次に、日程第 7、発議第 2 号、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書を議題とします。

発議第 2 号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岡田久雄議員。

3 番（岡田久雄） 3 番、岡田久雄です。

朗読をもちまして、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書を提出します。

発議第 2 号、提出者、井手町議会議員、岡田久雄。賛成者、井手町議会議員、西島寛道。

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見

書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書。

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っており、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。

また、軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者への負担増大になりかねず、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがあり、介護人材の不足に拍車をかけることになりかねない。

については、国におかれては、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から検討を進めることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日。

京都府綴喜郡井手町議会。

衆議院議長、大島理森様。

参議院議長、伊達忠一様。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

総務大臣、高市早苗様。

厚生労働大臣、塩崎恭久様。

内閣官房長官、菅 義偉様。

以上です。

補足といたしまして、議員の皆様方におかれましても、高齢者の方とのかかり合いの中で、次期介護保険制度の見直しにおいて、サービスを継続していただきたい。さまざまなサービスがありますけれども、私としましては、介護の現場でいささか、少しでもかかわりを持たせていただいております。その中で、やっぱり特に思うのは、ここにも述べましたように、福祉用具、そして住宅改修、これが本人にとっても、また介護予防、介護の重度化を防ぐ、この観点においても、大変重要なことであるというふうに思っております。その点をご理解いただきまして、ぜひとも皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

以上であります。

議長（丸山久志）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　谷田　操議員。

9 番（谷田　操）　9 番、谷田　操です。

賛成の立場で討論します。

介護保険制度につきましては、既に昨年から介護報酬の引き下げ、利用料の 2 割負担の導入、補足給付での負担軽減に当たって資産調査を導入する、また要支援 1・2 の方のホームヘルパーとデイサービスを保険給付から外して市町村の総合事業に移行すると、本町ではまだそれも具体化しておりませんが、特養ホームには原則要介護 3 以上でないと入所できないなどの改悪が進んでいます。加えて、次期制度で、今この意見書にあったような福祉用具、住宅改修の見直しだけでなく、さらに、要介護 1・2 の方についてもサービスを市町村事業に移行していこうということや、保険料の 2 割負担については、所得要件を外して、65 歳から 74 歳まではみんな 2 割やというようなことまで盛り込まれています。保険料は天引きで漏れなくほぼ徴収

されて、利用しようと思うと制限がかかる。本町でいいましても、要支援１・２、要介護１・２の方は、認定を受けている方の約６割を超えます。そういう方からサービスを取り上げることになるのかと。そうなれば、何のための介護保険なのかという、介護保険のもともとの理念に反することになりますから、抜本的な転換が必要であります。

この福祉用具、住宅改修の見直しも含めて行わないような抜本的な今後の国会の中での審議を期待するわけですが、もちろんここに書かれていることも大事なことで、賛成はいたします。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで討論を終わります。

これより、発議第２号、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書を採決します。

発議第２号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第８、発議第３号、北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書を議題とします。

発議第３号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 村田忠文議員。

６番（村田忠文） ６番、村田です。

朗読をもちまして、北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書を提出します。

発議第３号、提出者、井手町議会議員、村田忠文。賛成者、井手町議会議員、岡田久雄。

北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書。

北陸新幹線は、日本海側と太平洋側の地域間交流を拡大・活発化させ、沿線地域の産業、経済の発展等の地域活性化に大きく寄与するだけでなく、大規模災害時には東海道新幹線の代替補完機能を有するとともに、新たな国土軸の形成に必要な国家プロジェクトとして、早急な整備が求められる。

本年４月２７日に与党北陸新幹線敦賀・大阪間整備検討委員会の中間とりまとめにおいて、敦賀・大阪間のルートについて、「小浜舞鶴京都ルート」など３案が選定され、京都・大阪間については、関西文化学術研究都市附近を経由するルートについても参考として調査されることとなった。また、検討委員会で議論のあった関西国際空港へのアクセスは喫緊に調査すべき課題として、北陸新幹線とは別の場で早急に検討すべきとされたところである。

京都府南部１２市町村は「京都やましろ地域」として「お茶の京都」を掲げ、府と市町村が一体となった観光振興の取り組みを進めているが、関西文化学術研究都市附近に駅を設置する「北陸新幹線京都府南部ルート」の実現と併せて、京都から関西国際空港へのアクセスを改善することは、観光立国を目指す我が国にとって、さらには、在来線の強化を通じて京都南部地域全体においてインバウンドの誘客拡大と地域振興を図ろうとする山城１２市町村にとって、極めて大きな意義を持つ社会資本整備である。

これらを勘案すれば、北陸新幹線京都・新大阪間については、「京都府南部ルート」が最適なルートであり、このため、「北陸新幹線京都府南部ルート」の実現と関西国際空港へのアクセス改善の実現を国に対して求めるとともに、併せて、府南部地域と「北陸新幹線京都府南部ルート」とのアクセス確保について国・府の責任において具体化することを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２８年９月３０日。

京都府綴喜郡井手町議会。

衆議院議長、大島理森様。

参議院議長、伊達忠一様。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

財務大臣、麻生太郎様。

総務大臣、高市早苗様。

国土交通大臣、石井啓一様。

内閣官房長官、菅 義偉様。

地方創生担当大臣、山本幸三様。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（丸山久志）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　9番、谷田　操です。

反対の立場で討論します。

そもそも、この意見書の中に、北陸新幹線が必要不可欠な国家プロジェクトとして早急な整備が求められるとあるところからして理解ができません。北陸新幹線にかかわっては、この開業によって、在来線の縮小や廃止、運賃の値上げ、第三セクター化によって地元自治体の負担増、細かく分断されて、特急等が在来線から廃止されて、J Rの割引も使えなくなるというようなこととか、地元住民にとってはマイナスが大きいということも言われています。また、利用率を見ても、必ず利用が期待できるというような見通しもあります。

また、京都・新大阪間について、南部ルートを求めるという内容になっていますが、京都・新大阪間といえは、それこそ東海道新幹線があり、東海道本線があり、私鉄も2本、奈良経由も含めれば3本走っていると、それこそ鉄道だらけの地域で、さらにまだ南部ルートをとというようなことで、これも理解できないと言わざるを得ません。こういう新幹線を整備することに伴って、京都の中でも在来線が、整備がおくれるということは非常に危惧されることでありまして、井手町にとりましては、奈良線の全線複線化というのが悲願でありますから、それをまず進めるということが必要なのではないのでしょうか。

また、関空へのアクセスということでは、J R奈良線の完全複線化とあわせて考えていくということも、これは大きな一つの可能なアイデアだと

思いますし、それは別に考えるというふうに国も言っているわけですから、これを北陸新幹線とリンクさせる必要はないと考えますので、反対をいたします。

議長（丸山久志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで討論を終わります。

これより、発議第３号、北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書を採決します。

発議第３号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手多数であります。したがって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

日程第９、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第１０、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これもちまして本日の会議を閉じ、平成２８年９月井手町議会定例会を
閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 ２時１９分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 丸 山 久 志

署名議員 岡 田 久 雄

署名議員 村 田 忠 文